

民間建築物の

アスベスト除去工事等を支援します！

内容

建築物の吹き付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査や、吹き付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みを行う場合に、その費用の一部を補助します。

(アスベスト除去等以外の改修に合わせて行う場合を含む。)

目的

民間建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による住民のアスベストによる被害を未然に防止することを目的としています。



(柱・梁・天井などに吹き付けられたアスベストの例)

補助対象事業・補助金額など

	補助対象事業と費用	対象建築物	補助金額
含有調査	建築物の吹き付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査に要する費用 (データベース作成費用を含む。)	・吹き付けアスベスト等が施工されているおそれのあるもの ・他の国庫補助金等が交付されていないもの ※用途等の要件はありません。	対象費用の10/10以内の額。 ただし、 25万円を限度 とします。
除去等	吹き付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用	・多数の者が利用する建築物（多数の者が共同で利用する部分に限る。(付属する電気室、機械室等を含む。)) ・露出して吹き付けアスベスト等が施工されているもの ・他の国庫補助金等が交付されていないもの	対象費用の2/3以内の額。 ただし、 400万円を限度 とします。

※ 解体を予定している建築物は、補助対象となりません。

事前のご相談下さい。！

補助制度を利用しようとする場合は、事前にご相談ください。

※ ご相談の際は、「配置図」「平面図」「現況写真」など状況がわかる資料をお持ちください。また、「分析調査結果報告書」があれば併せてお持ちください。

○ 補助金交付申請等に関する問い合わせ

建設課 住宅・用地管理担当 TEL：0553-32-5071